

☆見積書記載上の注意☆

- ① 見積の宛名は「尾道市長」です。
- ② 住所、氏名(法人又は個人名及び代表者職氏名)、担当者名、連絡先電話番号を必須項目としますので、記載をお願いします。
- ③ 見積単価・金額には、一品ごとに消費税額及び地方消費税額を含めてください。
- ④ 単価は、小数点第3位を切り捨て第2位までの額とし、見積金額は、円未満の端数を切り捨てた額として記入してください。
- ⑤ 掲載してある見積書又は、貴社の見積書で提出してください。
- ⑥ 見積書には、仕様番号順に「品名」欄に番号を付して見積物品を記載してください。
- ⑦ 仕様のうち、「品名」又は「規格」欄へ【指定品】としたもの以外は、同等品可としますが、検収の際に同等品と認められなかった場合は、引き換え又は納入の中止となりますので、性能・価格等を十分確認のうえで見積をしてください。

同等品とは…通知書中種類・規格に記載の参考品番の同等機能以上を有すること。

注) できるだけ環境に配慮した商品を見積もってください。
- ⑧ 同等品で見積る場合、銘柄・品番をできるだけ具体的に記入し、仕様・条件中の必要事項が明記されたカタログ等添付をしてください。
- ⑨ 指定場所への搬入・据付・調整を原則としますので、仕様・条件に従って必要経費を見積金額に含めてください。(橋代・船代を含む)